8/30 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ −□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□8□30□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

反貧困ネットワーク埼玉講演会２０１７

誰もがチャンスを掴める社会へ

反-貧困
ANTI-POVERTY CAMPAIGN

—司法修習生の給費制実現を果たした運動から学ぶ

講師：高田一宏さん（弁護士）

日本で弁護士になるためには、司法試験に合格した後１年間、**「司法修習生」**の期間を避けて通れません。

しかし、その期間の生活のために設けられていた**給費制度**が、６年前に廃止されました。

代わりに設けられたのが、国家が司法修習生に対して金を貸すという「**貸与制度**」でした。

「弁護士がキャリアスタートの時点で多額の借金を背負わされるのはおかしい」

「お金に余裕のある人しか弁護士になれないのはおかしい」

そんな重いから、2011 年に司法修習生の給費制度が廃止されて以降、若手弁護士を中心として制度の復活を求める運動が繰り広げられましたが、その結果、**今年無事給費制度が復活しました。**

教育費の高騰、奨学金制度の不十分さが叫ばれ、普遍的な福祉が求める声が上がりつつある昨今、弁護士でない人にとっても、司法修習費用の給費制を実現した運動から学ぶことは多いはずです。

８月の講演では、この問題に精力的に取り組み、運動を引っ張った高田一宏弁護士をお呼びし、給費制復活に至った経緯や、弁護士としてこうした運動をする意義などについてお話いただきます。

日時：**8/30（水）**

場所：埼玉総合法律事務所３階大会議室
（JR 浦和駅西口から徒歩 10 分）

予約不要・参加無料

［主催］反貧困ネットワーク埼玉
問い合わせ：antipovertynet.saitama@gmail.com

［講師プロフィール］

高田 一宏（たかだ かずひろ）

1986 年生まれ。2014 年に弁護士登録後、池袋市民法律事務所入所。
学生や若手法律家のネットワーク「ビギナーズ・ネット」の中心メンバーとして、給費生廃止問題の普及・給費生復活を求めて精力的に活動。

□□□□□□

□□□□□

大鐘 稔彦
NHKを斬る!
創英社／三省堂書店

□□□□□□□

□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□

□□□□□□□

□□□

東海生活保護利用支援ネットワーク研修会

貧困ビジネスを正す！
―無料低額宿泊所ユニティー事件判決報告―

【講師】猪股　正　氏　（弁護士、埼玉弁護士会）
小林哲彦　氏　（弁護士、埼玉弁護士会）
ユニティー事件原告

２０１１年５月３０日に提訴した無料低額宿泊所ユニティーに対する訴訟について、２０１７年３月１日にさいたま地裁で判決の言い渡しがあり、原告である施設の元入所者の請求が認容されました。

判決は「生活保護法の趣旨に反し、その違法性は高い」「最低限度の生活を営む利益を侵害したものとして不法行為が成立する」として、損害賠償や支払った利用料の総額約１５８０万円の返還を命じる内容でした。貧困ビジネスについて、生活保護法や社会福祉法の趣旨に反することを正面から認め、貧困ビジネスの蔓延に歯止めをかける画期的判決です。

この訴訟の代理人と当事者ご本人による研修です。貴重な機会ですので、ふるってご参加ください。

日時　　2017 年 8 月 19 日（土）　午後 5 時 30 分～

場所　　愛知県司法書士会館　２階ホール

名古屋市熱田区新尾頭一丁目 12 番 3 号

【主催】　東海生活保護利用支援ネットワーク　【共催】　居住福祉ネットワーク東海

お問い合わせ　052-916-5080　水谷司法書士事務所

この事業はあいちモリコロ基金の助成金を受けています。

9/3 □□□□

□□□

首都圏生活保護支援法律家ネットワーク

10周年記念集会

当ネットワークの活動は、今年で満１０年を迎えました。この１０年で、生活保護支援の輪は全国的にめざましく広がりましたが、生活保護を利用することへの理不尽な圧力は増しているように見えます。これまでの歩みを振り返るとともに、生活保護制度運用の現状と支援ネットワークのこれからの取組について、みんなで考える日にしたいと思います。

- 当事者の声
- 各地の支援ネットからの報告
- パネルディスカッション

利根川心中・立川自殺・小田原ジャンパー事件
～３つの事件から見える生活保護の現状と
生活保護支援ネットワークの今後の取組～

寺久保光良さん（ジャーナリスト、利根川心中事件調査団）
宇都宮健児さん（弁護士、立川市生活保護廃止自殺事件調査団共同代表）
和久井みちるさん(元生活保護利用者、小田原市生活保護のあり方検討会委員)
太田伸二さん（弁護士、東北生活保護利用支援ネットワーク事務局次長）
コーディネーター：森川清（弁護士、当ネットワーク事務局長）

2017年9月3日（日）
13:30～16:30

ハロー会議室東京駅前ビル9階
東京都中央区八重洲2－1－5
（JR東京駅徒歩1分、八重洲地下街26番出口直結）

参加費：1,000円（経済的に困難な方は無料）

主催：首都圏生活保護支援法律家ネットワーク
問合先：森川清法律事務所　電話　03-6913-4650

□□□□

□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

リベルテ
寿司
アサヒビール

□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□

□□

□□
□□

□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□